

# 船員の最低賃金

平成28年1月1日現在

| 業種                         | 適用する船舶  | 金額（月額）  | 発効年月日                        | 適用する地域                  |
|----------------------------|---|---|------------------------------|-------------------------|
| 内航鋼船及び木船運航業<br>(サルベージ業を除く) | 鋼船  | 職員 245,150円<br>(注)<br>若年職員 228,700円   | 平成28年<br>1月1日                | 全国                      |
|                            | 次に掲げるものを除く<br>・平水区域の鋼船<br>・沿海区域の100G/T未満の鋼船<br>・はしけ | 部員 186,550円   |                              |                         |
|                            |   | 海上経歴3年未満の部員   | 177,250円                     |                         |
|                            | ①平水区域の鋼船<br>②沿海区域の100G/T未満の鋼船<br>③鋼製はしけ<br>④木船      | 職員 243,350円<br>(注)<br>若年職員 226,900円<br>はしけ長 243,350円<br>部員 184,750円<br>海上経歴3年未満の部員 175,450円 | 平成27年<br>2月27日               | 九州運輸局管内<br>(九州及び山口県の一部) |
| 海上旅客運送業                    | ①近海区域以上の船舶<br>②沿海区域の100G/T以上の船舶                     | 職員 242,050円<br>事務部職員 187,950円<br>部員 180,600円  | 平成28年<br>1月1日                | 全国                      |
|                            | ①平水区域及び限定沿海区域の船舶<br>②沿海区域の100G/T未満の船舶               | 職員 238,750円<br>部員 171,110円  | 平成27年<br>2月27日               | 九州運輸局管内<br>(九州及び山口県の一部) |
| 漁業                         | 遠洋まぐろ漁業の用に供する漁船                                     | 1人歩船員 199,300円  | 平成26年<br>12月20日              | 全国                      |
|                            | 大型いか釣り漁業の用に供する漁船<br>(200G/T以上)                      | 1人歩船員 203,300円  | 平成26年<br>12月20日              |                         |
|                            | 沖合底びき網漁業の用に供する漁船                                    | 1人歩船員 180,000円  | 平成27年<br>2月27日               | 九州運輸局管内<br>(九州及び山口県の一部) |
|                            | 大中型まき網漁業の用に供する漁船                                    | 1人歩船員 184,550円<br>大分県の船舶所有者に雇用されている1人歩船員 171,100円   | 平成27年2月27日<br>平成27年<br>2月27日 |                         |

(注) 若年職員：船舶職員養成施設のうち特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者

※ 割増手当、欠員手当、ボーナス等は、最低賃金に算入されません。

船員には、上記のとおり最低賃金が適用されます。  
船舶所有者は、この最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

※ 船員の最低賃金についてのお問い合わせは、九州運輸局海事振興部船員労政課  
(TEL 092-472-3159) 又は、最寄りの運輸支局、海事事務所へ。

九州運輸局